

広島市告示（安佐北区）第46号

令和8年6月8日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年6月8日から令和8年6月22日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市道	安佐北3区 993号線	安佐北区可部東五丁目47番地2 地先から 安佐北区可部東五丁目11番地 地先まで	令和8年6月8日